

令和6年度 事業計画

社会福祉法人 湯沢市社会福祉協議会

目 次

はじめに	P 1
I 基本理念	P 3
II 基本目標と取り組みの方向	P 3
1. 法人運営事業【総務管理課】	P 5
2. 指定管理事業【総務管理課】	P 8
3. 地域福祉事業【地域福祉課・各地区福祉サポートセンター】	P 9
4. 介護保険等・児童発達支援事業【介護・障がい支援課】	P 20
令和6年度 主な年間行事予定	P 25
令和6年度 職員研修計画	P 26
令和6年度 各種現場実習等受入・指導	P 27
令和6年度 会員募集計画	P 28

令和6年度 社会福祉法人湯沢市社会福祉協議会事業計画

はじめに

少子高齢化や生活様式の変化に伴う新たな課題や、引きこもりや生きづらさを抱え孤立する方々が、多様化・複雑化した支援ニーズの増加、大規模化・多発化する自然災害、予測不能な感染症の拡大などの諸問題に加え、地域共生社会の実現に向けた法律・制度の改正、情報通信技術の発展と普及など、地域や社会の状況は目まぐるしく変化し、生活福祉課題は、複雑かつ複合化し、既存の制度やサービスだけでは対応が難しい状況となっています。

このような中、福祉的な課題を抱える方々が、この厳しい状況をどう乗り越え、社会の安全・安心を取り戻すかは、相談支援の最前線に立つ本会が、多機関連携等を用いて相談者本人に寄り添った支援を展開していくことが強く求められます。

本会も、「ウィズ・コロナ時代」に対応した現場実践を支えるための活動と職員の資質向上・育成が重要となります。

こうしたことから、地域共生社会の実現に向け、これまで本会が取り組んできた経験と実績を踏まえ、地域住民が地域福祉活動に参加しやすい環境づくり、住民に身近で総合的な相談支援体制づくりや相互に支え合うコミュニティの形成を推進していきます。

令和6年度は、「第5期地域福祉活動計画」の初年度であるなか、経営組織のガバナンスの強化や、事業運営の透明性の向上等、本会としてもこのことを十分に認識した上で、地域住民とともに福祉のまちづくりを進めていきます。

そのためにも、本会に必要な人材の育成や財務などの経営基盤の整備、組織運営体制の強化、社会福祉活動の活性化や、より効果的な事業実施など、中長期的な視点で経営戦略や各種事業の方向性などを明確にする「社協中期経営計画」を役職員において策定に着手しながら事業を推進していきます。

「社協中期経営計画」は、これからの組織の進むべき方向性を役職員が十分に協議し、自らの経営理念、将来のビジョンを定めていくことが重要であり、特に社協内各事業所から選抜した職員によるプロジェクトチームを編成し、「社協の強み、弱

み」を明らかにした上でこれまでの事業を見直した行動計画作成に取り組み、その実現に向けた組織体制、事業展開、財務等に関する5年間（令和7年度から令和11年度）の具体的な取り組みを明示し、これからの社協の在り方を内外に示していくものです。

I 基本理念

『支え合い、誰もがつながる安全・安心の共生社会の実現』

地域のつながりが弱体化している中、ひきこもりや社会的孤立・孤独などの新たな問題が顕在化し、地域の課題はますます複雑になっており、地域共生社会の実現のためには、地域において互いに助け合う体制と包括的な支援体制の構築による地域福祉の推進が重要になっています。

これまでの地域福祉活動計画の基本理念や基本目標を引き継ぎ、地域福祉の向上と地域共生社会の実現に取り組んでいきます。

II 基本目標と取り組みの方向

〈基本目標 1〉健康づくり、人づくり、支え合いの地域づくり

- (1) 地域福祉を担う人材の発掘・育成
- (2) 一人ひとりの健康と生きがいづくり
- (3) 自立・社会参加支援の推進（孤立・孤独の防止）
- (4) 全世代への福祉教育の強化
- (5) ふれあいサロン、多世代交流活動の充実
- (6) 感染症などに関する対応、差別、偏見防止への取り組み

〈基本目標 2〉気づき、つながり包括的に支援する体制づくり

- (1) 地域内でのネットワーク活動の推進
- (2) 総合的な相談機能と窓口の充実
- (3) 顔の見える関係づくり
- (4) お互いに気づき、支え合える地域づくり
- (5) 多様な主体との連携強化
- (6) 町内会などの互助組織の充実

〈基本目標 3〉 住み慣れた地域で安全に安心して暮らせる環境づくり

- (1) 住民主体による課題解決、支え合える地域づくり
- (2) 防災、防犯等体制整備と強化
- (3) 権利擁護体制の強化・充実
- (4) ボランティアセンターの強化・充実
- (5) 若者や子育て世代への応援体制の整備
- (6) 制度の狭間に対応する資源の開発と仕組みづくり

1. 法人運営【総務管理課】

社会福祉法人として事業運営の透明性、財務規律の強化、地域公益活動の推進に努め、市民から信頼され支持される活動を展開する基盤づくりに努め、住民に広く社協活動の理解と協力が得られるよう運営していきます。

社協の事業運営に欠かせない会費については、人口・世帯減に伴い年々減少傾向であることから、今後の会費募集について検討をおこない安定した財源の確保に努めていきます。また、昨年度策定したBCP（事業継続計画）に従い研修や訓練を実施し災害等へ備えていきます。

人事・労務管理においては、定年退職年齢の延長（65歳）にともなう組織や人員体制等の検討、人材確保・育成に努めるとともに、各関係法令を遵守し、職場の安全衛生に関する意識を高め、職員が働きやすい環境づくり、安心感をもって仕事ができる労働環境の整備に努めます。また、上司や同僚等に気軽に話や相談ができる雰囲気づくりといったメンタルヘルスケアにも努めていきます。

新型コロナウイルスを含む各感染症については、感染防止に努めるとともに、予防接種等を実施し各種サービス提供に努めていきます。

指定管理事業である3児童施設は、安心・安全な健全育成事業運営を実施していきます。

財政基盤を支える大きな柱である自主事業においては、報酬改正の年度にあたることから新制度への対応を含め、管理者会議等を定期的に行い事業運営の向上を進めていきます。

1. 正副会長会議、役員会、評議員会、専門委員会の開催

正副会長会議、理事会、監事会、評議員会、各委員会を定期的に行い、法人の運営に関する意思を明確にし、運営・経営に必要な事項を定め、健全な法人運営に努めます。

(1) 正副会長会議	毎月
(2) 理事会	6月、10月、2月、3月
(3) 監事会	5月、11月
(4) 評議員会	定時 6月 通常 2月、3月
(5) 総務委員会	
(6) 地域委員会	
(7) 介護サービス委員会	
(8) 苦情対応委員会	
(9) 虐待防止・身体拘束適正化委員会	
(10) 評議員選任委員会	

2. 会員募集

効率的な事業推進と事業内容を発信し、会費募集に努めます。

また、会費募集のあり方について検討し、広く住民理解が得られるよう努めます。

- (1) 一般会費 1 世帯 5 0 0 円
- (2) 特別会費 1 口 1, 0 0 0 円 (個人)
- (3) 賛助会費 1 口 5, 0 0 0 円 (企業・団体等)

3. 情報発信・広報活動

地域福祉に関する意識の高揚を図るため、社会福祉功労者の表彰、福祉に関する講演等による社会福祉大会を開催します。

また、本会の運営状況の公表、および地域福祉活動の取り組みや、福祉・介護に関し定期的に情報提供し福祉活動への参画を推進します。

- (1) 湯沢市社会福祉大会 1 1 月 8 日 (金) 湯沢グランドホテル
- (2) 社協だよりゆざわ発行 年 4 回 (5 月、8 月、1 0 月、2 月)
- (3) ホームページの運用 随時更新
- (4) F a c e b o o k の運用 随時更新

4. 役職員研修

本会の現状を認識のうえ、健全な法人運営に必要な研修を実施します。

令和 6 年度は、交通事故防止・安全運転の向上に向けた研修を進めます。

また、職員として必要な知識や技術の習得、資格取得によりサービスの資質の向上に努めます。

- (1) 役 員 研 修 年 1 回
- (2) 職 員 研 修 年 1 回
- (3) 現 任 職 員 研 修 4 月
- (4) 各種研修会への参加 随 時

5. 効率的な運営と財政基盤の充実

法人の安定した財政基盤をつくるため、秋田県社会福祉協議会および行政との情報の共有化を図るとともに、組織改革及び各事業活動を精査し、費用対効果を意識した運営に努めるとともに、具体的検討を継続していきます。また、会費等の効率的な配分を検討し有効的な会費利用を実施していきます。

計画的な職員体制の検討を進め、適切な職員配置ができるよう採用・再雇用等を実施していきます。

6. 職場の安全衛生・職員福利厚生

衛生委員会を開催し、職員の安全衛生に関する意識を高め、働きやすい環境づくりと職員の福利厚生を継続的に進めます。また、ストレスチェックの結果等をもとに職員のメンタルヘルスケアを実施していきます。

制度改正にともなう義務化により介護事業所等の感染症対策をさらに強化し、また事業場の環境衛生を含め事故のない事業展開をしていきます。

- (1) 衛生委員会・感染対策委員会の開催 毎 月
- (2) 健 康 診 断 年1回（全職員）
- (3) 感 染 予 防 年1回 インフルエンザ予防接種（全職員）
B型肝炎抗体検査（新任介護職員）
- (4) ストレスチェック 年1回

7. 施設（設備）管理・防火管理・交通安全

本会の施設および指定管理施設の管理・保守に努め、円滑な運営を図ります。

湯沢市福祉センター北側（旧湯沢市老人福祉センター解体跡地）の利活用について、引き続き検討していきます。

湯沢市福祉センター改修工事に伴う、アスベスト調査、外壁・屋根防水工事設計の発注を行います。（湯沢市補助金対象事業）

- (1) 災害発生等緊急時における組織・職員としての危機管理の構築
- (2) 避難訓練、防災訓練の実施（BCPを含む）
- (3) 安全運転管理者法定講習会への参加
- (4) 安全運転講習会の実施
- (5) アルコールチェックの実施

8. 情報保護の徹底と迅速かつ適正な苦情対応

サービス利用者の人権を尊重し個人情報の保護に努めるとともに、情報の漏えい・滅失の防止のため、職員に対し必要かつ適切な監督を行います。

苦情を密室化することなく社会性や客観性を考慮し、円滑かつ円満な解決の促進により、信頼や適正の確保を図ります。

また、業務用パソコン等のセキュリティ対策やウィルス対策をおこないデータ保護等、安全に使用できるシステム環境づくりに努めます。

2. 指定管理事業【総務管理課】

本会の運営方針と体制整備を図りながら、地域と密着した施設として健全な運営に努めます。

1. 児童福祉施設の管理運営

- (1) 小学校就学児童の保護者が安心して働ける環境づくりと、児童が楽しみながら活動できる生活の場を提供し、次代を担う児童が心身ともに健やかに育成できる放課後児童健全育成事業を目指します。また、保護者や地域との交流活動を積極的に進め、安心・安全な施設として信頼されるよう努めます。
- (2) 施設の環境衛生に努め、新型コロナウイルス等の感染症対策を実施します。
- (3) 放課後児童支援員の育成に努め、より質の高い児童クラブ運営を目指します。
- (4) センター便りを作成（毎月）し保護者や地域住民に児童クラブの活動内容について理解が得られるよう努めます。（SNSの活用）
- (5) 定期的な避難訓練や防犯訓練を実施します。
- (6) 学校の長期休校時の緊急連絡体制整備を構築します。（スクリレ）
- (7) BCP策定にともない研修や訓練を実施し災害等に備えます。

① 岩崎児童クラブ（1単位 定員40名）

② 祝田児童クラブ（1単位 定員40名）

③ 湯沢南児童クラブ（2単位 定員80名）

※各児童クラブでは、地域特性をいかした行事が毎月実施されます。

3. 地域福祉事業【地域福祉課・各地区福祉サポートセンター】

「第5期地域福祉活動計画」（令和6年度～令和10年度）を湯沢市の第4期地域福祉計画と一体的に策定し、その基本理念である「支え合い、誰もがつながる安全・安心の共生社会の実現」を目指して、住民と行政、社協が共に同じ目標を掲げ地域福祉の向上を図ります。

地域では人と人のつながりが希薄化し外出の機会が少なくなり、地域での孤立や孤独が課題となっております。

「住み慣れた地域で安心して暮らし続ける」ことが出来るよう、一人ひとりが役割を持ち、住民主体の地域福祉活動が活発に行われ、豊かな暮らしが持続できるように地域福祉事業に取り組みます。

また市民から寄せられる多様な相談を受け止め、その課題に対し公的資源と地域を基盤とした社会資源も活用し、解決につなげる支援やその仕組みづくりを構築していきます。

1. 地域福祉事業

（1）地域福祉トータルケア推進事業

地域で暮らす住民の地域福祉課題の解決に向けて総合相談・生活支援体制を確立します。また、住民の地域福祉活動への多様な参加を支援し、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしていくために自立生活を営む力やお互いに支え合う力を支援するコミュニティソーシャルワークを実践します。

1) 総合相談支援窓口の整備

○しあわせ総合相談

毎週火曜日 午前10時～午後3時

○総合相談室

問題解決に向け専門機関と連携を図り、適切で迅速な対応を目指した相談体制の充実を図ります。

2) 福祉を支える人づくり

○住民座談会の開催

各地区または各町内会単位で、住民の意見や要望を把握し、地域福祉の向上・支援活動に反映させていきます。

○ボランティア研修会の開催

福祉を支える人材育成のための研修会を実施します。

○孤高の戦士サポーター養成講座の開催

社会に飛び立つ目前の高校生が、身近に存在する「生きづらさ」を抱える人の存在を意識し、互いに理解、尊重することの大切さに気づくとともに、自身が生きづらさを感じた時の対応策の一つのスキルを習得することを目的とします。

○「ふくしの学び場」プラットフォーム構築事業

地域住民が安心して幸せな暮らしを継続できるよう、地域を基盤とした多様な社会資源と人材が連携・協働を行い、全世代が学び合える環境と、新たな活動を創出する仕組みを考える「ふくしの学び場」プラットフォームの構築事業を実施します。

○子育てサロン・若者のサロン(地域福祉、社会貢献)事業

湯沢市内の子育て世代や若者が主体となり、気軽に悩みを相談できる居場所づくりや地域福祉や社会貢献を目的として集う若者のサロン活動に応援をすることを目的とします。

また、地域の若い世代が様々な人と気軽に関わり、安心して過ごすことができるよう、つながりを作り孤立を防ぐことや必要な制度の情報等が得られる居場所を多く作っていきます。

3) 制度外ニーズ対応システムの構築

○市民参加型在宅介護システム

日常生活において制度では解決できない場合の介護・家事援助等に関するニーズについて、迅速かつ柔軟な支援を行います。

また、介護保険の要支援者が地域支援事業に移行できる受け皿として、活動員の募集や育成が重要であり、マンパワー養成、体制整備を進めます。

令和6年度より湯沢市から、「子育て世帯家事支援事業」を受託します。(新規)

○生活と安心サポートネットワーク事業(雄勝)

福祉制度やサービスを利用できない方に対し、地域住民による軽易な日常生活上の支援を提供し、住み慣れた地域で安心して自立生活が送れるよう実施します。

○地域たすけあい支援事業

引きこもりがちな生活困窮者に対し、外出機会を増やすことや社会との接点を持ち作業を行うことを目的に軽作業等の場をつくり、本人が役割を持つことの喜びや自尊心の回復を図り自立への助長を促します。

○フードバンク事業協力

市民等の善意により提供された食料品を取りまとめ、一般社団法人フードバンクあきたへの搬送を行います。また食べ物に困っている方への相談支援活動及び食料品の提供により生活の安定を図ります。

4) 協働によるアウトリーチ体制の整備

○要支援者訪問員活動

地域で暮らす住民の生活福祉課題の解決に向けて、訪問員が定期的に要支援者を巡回訪問し、声かけ見守り活動を実施しながら課題把握し、C S Wが即座に介入しその解決にあたります。

○ネットワーク活動の推進

民生児童委員をはじめ、福祉員や近隣住民との連携を図り、地区内の安否確認が必要な高齢者世帯等へ声かけ、見守り活動を行い、地域住民とのつながりを強化し、孤立を防止します。

5) 介護予防のための健康づくり・生きがいくくり

○ふれあいサロン活動の充実

住民同士のつながりを含め、気軽に交流できる地域の拠点づくりとして、ふれあいサロン活動を広めます。

6) 福祉による地域活性化

地域住民交流スペースの充実を行います。

○きっさこ（湯沢）

○カフェ「アラ！どうも」（稲川）

○社協サロンほっこり（稲川）

○お休み処 よりみち（皆瀬）

すべての住民の交流を深めつつ安心して過ごせる場所があることを知ってもらい、地域に潜在している課題をみつけ支援活動へつながる居場所づくりを進めます。

○地域支援事業推進

8050問題となり得る方に対しニーズ調査、出前講座を地域と協力し実施します。本人の生きがいくくり、地域での受容を目的とし活動の参加により住民同士のたすけあい等の地域活動活性化につなげます。

（2）湯沢市生活支援体制整備事業 【湯沢市からの受託事業】

生活支援体制の構築や地域内での通いの場等について「地域支え合い体制」の構築を住民が参画する協議体により「地域課題の把握と共有」から「支え合い活動を創り出す」取組みを定期的に展開し、地域住民とともに具体的に取り組みます。

(3) 災害時要援護者支援ネットワーク構築事業 【湯沢市からの受託事業】

○「災害時要援護者避難支援プラン」の取り組み

災害発生時に自力で避難することが困難な方を地域で把握し助ける仕組みとして作成した「手助けの必要な方」、「支援してくださる方」の名簿の更新に取り組み、平常時の見守り活動や災害時の支援体制づくりに役立て、地域の安心・安全を強化します。

(4) 「要支援者マップ」の随時更新と情報の共有化

○地域の要支援者世帯の把握と見守り支援活動

要支援者の課題把握や各種相談に迅速に対応するため「要支援者マップ」の作成・更新を引き続き進めるとともに、各町内・集落において要支援者マップの更新が自主的に進められるよう支援します。

(5) 資金貸付事業

低所得者、障がい者または高齢者世帯に対し資金の貸付けと必要な相談支援を行うことにより経済的自立、生活意欲の助長、社会参加の促進を図り安定した生活が送れるように支援を行います。

○生活福祉資金の相談・受付および事務

○湯沢市たすけあい資金貸付事業

(6) 湯沢市暮らしの安心サポート事業

高齢者や障がい者等が安心して暮らせるよう、それを支える団体等に、日常生活支援に必要な物品を貸し出します。

○貸出物品 軽トラック、除雪機、軽自動車、刈払機

2. 在宅福祉事業

(1) 湯沢市高齢者等緊急通報システム事業への協力

(ふれあい安心電話システム推進事業)

湯沢市が進める在宅の高齢者世帯等に対する緊急通報システムにおける利用者に対し、住み慣れた地域で安心・安全な生活を送ることができるよう、利用者や協力員、民生児童委員等とのネットワーク活動を行います。

また、利用者に定期的に安否確認を行います。

○コールケアサービス、ふれあいコール

(2) 高齢者福祉事業

65歳以上の一人暮らし高齢者等の交流、仲間づくり、情報交換を行います。

○「お結び会」事業（稲川）

(3) すこやか倶楽部（雄勝）

70歳以上の高齢者を対象とした仲間づくりや生きがいづくりの場として、定期的に開催することで地域の通いの場、憩いの場の構築につながります。

集まる場所があることで外出するきっかけにもなり、参加することで閉じこもりや社会的孤立、孤食、身だしなみに気をつかうなどの課題改善にもなります。

介護予防を目的とした内容のレクリエーションを取り入れ、健康寿命の推進も計っていきます。

ふくしサポーターおがちの会員をはじめとした活動員のサポート参加で、福祉への関心を育み、地域で活躍する人材育成の場も担っていきます。

(4) ふれあい訪問（雄勝）

70歳以上の一人暮らし世帯や、在宅にて介護を必要とする方がいる世帯に対し、ふくしサポーターおがちの会員が安否確認や、火の元、冬期間の緊急出入口の確認をしながら、安心して生活できるよう実施します。

(5) ふれあいハート箱の支給（皆瀬）

新規75歳以上高齢者世帯に対し、急な入院等の不測の事態に備えた備品を支給し安心をお届けします。

(6) 福祉用具の貸出

在宅で介護が必要な方が外出時に必要とする車イスの貸出を行います。

また、福祉教育等へ高齢者疑似体験セットの貸出を行います。

3. ボランティア拡充事業

地域住民がボランティア活動に理解と関心を持ち、社会貢献をしたい要望にその福祉活動の場を提供し、人材育成を図りながら、ボランティアをしたい人とボランティアをしてほしい人をつなげる役目を担います。

また、災害時に備え、活動拠点となる「湯沢市災害ボランティアセンター」の設置・運営に係る整備と防災訓練を行います。更に、市民活動団体等の支援をするため、連絡調整を行います。

(1) 湯沢市ボランティアセンターの機能充実と強化

○湯沢市ボランティアセンターの設置運営

ボランティア活動への情報発信、人材育成を役割とするボランティアセンターを設置します。

○災害ボランティアセンター設置訓練（研修会）の実施

災害時にボランティアセンターを設置し、運営するための設置訓練および研修を実施し機能強化に努めます。

(2) ふれあい広場の開催

ボランティアや障がい者・高齢者・子ども等、地域住民が一堂に会し福祉活動を体験しながら交流や心のふれあいを深め、互いに思いやりの心の増進を図り、各活動への理解と社会参加促進を目的に、「ふれあい広場」を開催します。

○令和6年7月

(3) ボランティアのつどいの開催

市内で活動するボランティア関係者がつどい、ボランティア活動の充実と拡大を目指して実りある「つどい」となるよう開催します。

(4) 除雪ボランティア隊の実施

高齢者世帯又は障がい者世帯等で、自力では除雪が困難な方々に対し、生活圏の確保を目的に除雪ボランティア隊による除雪サービスを提供し安心した冬を過ごせるよう支援します。

(5) 地域の支え合い事業

地域におけるつながりの中で、住民が抱える多様なニーズや生活課題に柔軟に対応できるよう、地域住民のニーズ・生活課題の把握をし、身近な担い手が支援活動をして地域で助け合う仕組みづくりを構築します。

また、地域住民によるご近所の相互の支え合いや共助の心を育みながら、支援が必要な人と支援ができる人をつなげ、地域福祉の推進を図ることを目的とします。

(6)福祉関係団体への支援

各種団体に対し、当事者が主体的な運営となるよう支援します。

- 老人クラブ連合会事務局（稲川、皆瀬）
- 湯沢市身体障がい者福祉協会事務局（湯沢）
- 遺族会事務局（湯沢、皆瀬）
- ボランティア虹の会（雄勝）
- ふくしサポーターおがち（雄勝）
- 湯沢フレンズネット〔東日本大震災被災者支援〕（湯沢）
- 湯沢アディクション問題を考える会（湯沢雄勝地区）
- 黄輪の会（湯沢）
- 親ばと会（稲川）

4. 児童・青少年福祉事業

児童・生徒の福祉教育を実施し、高齢者福祉や障がい者福祉の理解を深め「自分に何ができるか」を考え地域福祉への参加を促進することができる福祉教育を実施します。

また、児童・青少年が健やかに成長でき、心が安らぐ居場所づくりを実施します。

(1) 福祉体験学習(小・中・高校生の福祉体験事業)、福祉教育への支援

児童・生徒の福祉体験事業を実施し、地域福祉活動への参加を促進し「互いに思いやり・共に助け合う心」を育み社会福祉に対する関心を深める事業を実施します。

(2) ふりーすぺーす「パレット」の実施

不登校や学校を休みがちな児童・生徒、また引きこもりとなる若者の抱えている悩みや不安、生活環境や家庭の状況などを含めて受け止める居場所として、ふりーすぺーすを実施します。

(3) 「福祉の心」作文集発行（稲川）

子どもたちに「思いやり」や「たすけあい」の心を育む福祉教育の広がりを目的とし、地域福祉事業への理解と参加意識を図ります。

(4) お元気ですか？お手紙事業（皆瀬）

皆瀬児童クラブの協力により一人暮らし高齢者宅に手作り年賀状をお届けします。

(5) 中高生向けの福祉に関するアンケート

本市における地域福祉のさらなる発展に向け、将来を担う子どもたちの視点から福祉への関心度や地域への想い、意見を調査、把握することにより今後の施策や福祉教育の見直しなどに活用することを目的とします。

中学2年が高校2年になった際の福祉への関心や地域への想いがどのように変化したのかを考察します。

(6) 地域福祉ガイドブック（あいさつから始まる地域福祉）作成

地域住民向けに地域福祉について分かりやすいガイドブックを作成することにより、地域福祉への関心や意識が向上し、住民同士の交流やつながりが再構築されることを目的とします。

5. 権利擁護体制の整備

判断能力が十分でない方が金銭管理やサービス利用等で不利益を被ったり、人間としての尊厳が損なわれることのないよう相談支援体制を整備します。

(1) 法人後見事業

認知症高齢者、知的障がい者及び精神障がい者など意思決定が困難な方の判断能力を補うため、本法人が成年後見人、保佐人または補助人になることにより、成年被後見人、被保佐人または被補助人の財産管理、身上監護を行い、その権利を擁護します。

また、「湯沢市市民後見人養成講座」修了者の中で、法人後見支援員として活動いただける方に対し、湯沢市と協働し実際の支援場面で活動できるよう育成を進めます。

(2) 日常生活自立支援事業

福祉サービスを利用している、判断能力に不安のある高齢者や障害のある方々からの相談を受け、契約を取り交わすことにより、日常生活に必要なお金の出し入れ等の支援や、預金通帳、印鑑、証書などの大切な書類等を預かり、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう支援します。

(3) 緊急時における日常的金銭管理支援事業

日常生活自立支援事業や成年後見制度等の利用待機の状態であり、緊急に支援を必要とする方に、制度利用となるまでの間、暫定的に日常的な金銭管理等を行い支援します。

6. 生活困窮者自立相談支援事業(自立相談支援事業、家計改善支援事業)

【湯沢市からの受託事業】

心身の健康、就労状況、生活状況や地域社会からの孤立により、経済的に困窮し最低限度の生活が維持できなくなる恐れがある相談者を広く受け止め、世帯の抱えている複雑化した生活課題の早期発見、把握を重視し、アウトリーチを基本とした「断らない」支援を実施します。生活課題を抱えている相談者へ寄り添い、その人の立場に立った視点で、本人が望む生活が送れるまで地域住民をはじめ、関係機関と連携を密に支援を展開します。

(1) 自立相談支援事業

「生活困窮者の自立と尊厳の確保」、「生活困窮者支援を通じた地域づくり」を重要な目標とし、困窮者を早期に発見し、継続的な支援を行い、本人の思いや気持ちを共感的、受容的に受け止め寄り添いながら包括的な支援を展開します。

本人が抱えている生活課題に対し本人が向き合い解決していくプロセスを重視し必要に応じ関係する専門機関と連携しながら本人の目指す自立を支えます。

(2) 家計改善支援事業

家計表等で世帯の家計の「見える化」を図り、相談者に世帯の収支状況を理解してもらうことを目指します。そのうえで、家計再生プランを相談者とともに作成し、将来にわたり相談者本人が収支を自己管理できるよう伴走支援を行います。

(3) 支援調整会議

相談者個々のアセスメント結果に基づき、本人の目指す姿や目標の実現に向けて、本人が取り組むことや関係機関等の関わりを支援計画としてプラン化します。相談者の抱えている課題や問題を共有し、各専門分野の委員と支援の適切性の協議を行います。

個々のニーズに対する社会資源が不足していることが課題であるため、地域の課題として位置づけ、資源創出に向けた取り組みを検討します。

(4) 生活困窮者の就労訓練及び研修

働きたくても、うまく就職に結びつけない、長期離職などから働く意欲が低下し社会から孤立している方に対し、市内の社会福祉法人、行政、民間企業を対象に、「地域貢献事業」として再就職を目指す方の職場見学や訓練等への協力をお願いし、応援してくださる事業所の開拓を行います。

(5) 居場所サロン「りらとこ」の実施

相談者の居場所づくり、相談の入り口、社会生活訓練を目的とし、「相談者の自立へつなげること」および「社会資源として地域づくりにつなげること」を目的に、支援メニューのひとつとして定期的に開催します。

(6) 無料職業紹介所設置の運営

湯沢市内に居住する生活困窮者自立支援法にかかる自立相談支援事業の利用者に対し、就業を紹介するため、無料職業紹介所の運営をします。

○業務の内容

- ・求人及び求職に関すること
- ・利用者との相談並びに職業の紹介に関すること
- ・公共職業安定所等の関係機関との連絡調整に関すること

7. 各地区社会福祉協議会との連携

各地区において地域の特色を生かした福祉活動実践が行われ、地域住民の身近な存在として地区社協が位置づけられています。地域福祉推進のため連携を図り、活動を支援していきます。

8. 共同募金運動への協力（湯沢市共同募金委員会）

湯沢市共同募金委員会事務局を担当し、その運営や広報活動を地域住民や企業・団体の協力を得て、地域福祉の推進のため住民の参加を図り、民意を十分に反映し共同募金運動への協力を行います。

(1) 赤い羽根共同募金運動

公募による未来創造プランへの助成金事業

百貨店プロジェクトの推進

街頭募金の実施 令和6年10月5日（土）を予定

(2) 歳末たすけあい運動

生活困窮者、寝たきり高齢者を介護する世帯、重症心身障がい児への義援金贈呈の他、地域福祉事業に活用します。

9. 多機関連携

(1) 重層的支援体制整備事業での多機関連携

相談支援・参加支援、まちづくりに直接かかわる専門職組織として、重層的支援体制整備事業に参画し、困難ケースへの対応や住民が主体となり地域で活躍できる社会資源づくり等に、多機関連携により推進していきます。

4. 介護保険等・児童発達支援事業 【介護・障がい支援課】

高齢や障がいにより支援が必要になっても住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けていけるよう支援します。

要介護あるいは要支援状態にある人に対して、介護保険の基本理念である「高齢者の自己決定権の尊厳」、「自分らしい生活の維持」及び「自立支援」を基本とし、常に利用者の意向を踏まえて自立支援に向けた支援を行います。

放課後等デイサービスにおいては、個々の子どもの状況に応じた生活支援・活動支援等の発達支援を行います。質の高いサービス提供ができるように個々の職員の資質・能力の向上に努めます。

感染症や災害が発生した場合でも、必要なサービスを継続的に提供できる体制を平常時から準備・構築することで不測の事態に備えておくことが求められています。不測の事態が発生しても、重要な事業を「中断させない」、または「中断しても可能な限り短い期間で復旧させる」ための方針、体制、手順等を示した事業継続計画（BCP）を策定し、今年度は研修・訓練を実施し、利用者に必要なサービスが安定的・継続的に提供できる体制づくりを目指します。

1. 介護保険サービス事業

（1）居宅介護支援（ケアマネジメント）

要介護、要支援状態になっても、住み慣れた地域で安心して生活できるように支援します。関係機関と連携・調整を図り、多様化した利用者の生活状況に対応できるように幅広く情報を収集しケアマネジメントを推進していきます。

- ・利用者やその家族の生活を支えるために必要な介護サービスが適切に利用できるように、地域包括支援センターをはじめ、医療機関、サービス事業所等と連携を行いながら支援していきます。
- ・ターミナルや医療依存度の高いケース、課題が複合化しているケースにも対応できるように事業所内外の研修に参加し、介護支援専門員の資質・向上を図ります。
- ・ヤングケアラー、障がい者、生活困窮者、難病患者等、多様な利用者の状況に合わせて対応ができるように他制度に関する知識を深めていきます。
- ・各種加算を確実に算定できるように根拠となる書類の確認をしていきます。
- ・標準担当件数40件（予防プラン含む）をマネジメントできるようにします。

○湯沢ゆうあい介護支援センター

○湯沢そうあい居宅介護支援事業所

(2) 訪問介護（ホームヘルプ）、訪問型サービス

利用者が住み慣れた地域で、その有する能力に応じ可能な限り自立した生活を営むことができるよう、食事介助・入浴介助・排泄介助等の身体介護や、買い物・掃除・洗濯等の生活援助を提供します。計画に基づいた適正なサービスを提供し、利用者・家族、地域住民から信頼される事業を展開いたします。

- ・利用者の心身の状況や希望を踏まえつつ、自立支援を目的としたサービス提供を行います。
- ・特定事業所加算の算定を継続して行えるように、計画的に研修を行い、専門知識や技術・質の高いサービスが提供できるように努めます。
- ・身体介護の需要に対応できるように実技を含めた内部研修を実施し、重度の要介護者やターミナル期の方を積極的に受け入れられる体制を整えていきます。
- ・利用者の支援に関わる介護支援専門員や、他事業所、専門機関と連携し、適切な役割分担によって利用者の在宅生活を支援します。

○湯沢ゆうあい訪問介護センター

(3) 通所介護（デイサービス）、通所型サービス

利用者が住み慣れた地域で自分らしい生活を継続してできるように、必要な日常生活上の介護やレクリエーションを行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消、心身の維持、利用者家族の身体的・精神的負担の軽減を図ります。

介護保険制度の目的である利用者の尊厳を大切にしながら「親切」、「丁寧」、「誠実」、をモットーに地域から信頼され、必要とされるデイサービスセンターを目指します。

- ・利用者の健康やQOL（生活の質）の改善に向けて、利用者個々に必要な機能訓練を行います。
- ・「個別機能訓練」、「栄養・口腔機能向上サービス」を行い、自立支援、重度化防止に取り組みます。
- ・ADL（日常生活動作）や、栄養状態、口腔・嚥下機能、認知症などの利用者に関するデータ等を提出しLIFE加算の算定を継続します。
- ・利用者家族が、困りごとなどを相談しやすい関係・環境づくりを行い、家族の身体的、精神的な負担の軽減を図ります。
- ・安定した事業が経営できるよう、稼働率75%以上を目指します。

○デイサービスセンターコスモス

2. 障がい福祉サービス事業

(1) 居宅介護

ヘルパーが居宅に訪問して、入浴、排せつ、食事等の介助や調理、洗濯、買い物や掃除などの家事や、生活等に関する相談や助言などを行います。障がいの状態に応じて適切にサービスの提供、生活のサポートを行います。

障がいを抱えながら地域で生活している方々が、自立した生活、社会生活を営むことができるように一人一人に寄り添い、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努めます。

○湯沢ゆうあい訪問介護センター

(2) 重度訪問介護

常に介護を必要とする重度の障がいがある方に対して、在宅で生活を続けられるようにヘルパーが訪問して生活全般の介護サービスを行います。

長時間または頻回にある支援を人材確保とスキルアップを行いながら支援できるように努めます。

○湯沢ゆうあい訪問介護センター

(3) 放課後等デイサービス

支援を必要とする障がいのある児童に対して、学校や家庭とは異なる時間や空間・人との関わりを通して個々の児童の特性に応じた生活や、活動の発達支援を行います。また子育ての悩み等に対して気軽に相談できる体制を整え、保護者の負担が軽減できるように支援します。

- ・学校や家庭以外で過ごす「第三の居場所」として児童にとって安心・安全な環境の中でさまざまな活動に挑戦していきます。
- ・学童期から思春期までの長い成長過程の中で、学校卒業後の進路や成人期の地域生活をイメージして、必要な生活スキルの獲得や、身近な地域との結びつきを意図的に個別支援計画に組み込み将来を見据えた支援を行います。
- ・障がいがあるゆえに、児童の社会生活の経験が制限されてしまうことのないよう、地域の福祉事業への参加やボランティアの受け入れを通して社会経験の幅を広げることで自分らしく地域の中で育つことができるようにします。

○通所支援事業所なないろ

3. 湯沢市からの委託事業

(1) 湯沢市在宅介護支援センター業務

① 総合相談支援業務

近隣住民や地域の関係者からの様々な相談に対して状況把握を行い必要なサービスや制度の紹介を行います。福祉・保険等に関する総合的な相談を受け、地域包括支援センターや行政、各関係機関の担当につなぎます。

② 地域ケア会議業務

関係者による情報交換から地域の課題や問題を抽出し、湯沢市地域ケア推進会議に提起します。関係行政機関、地域包括支援センター等と連携を図り、地域包括ケア実現に向けて地域の課題解決に繋ぐことを目的に実施します。

③ 家族介護教室事業

在宅で要介護、または要支援状態にある高齢者を介護している家族を対象に適切な介護知識・技術の習得等を内容とした教室を開催し、介護者相互の交流、リフレッシュを図ります。

○湯沢ゆうあい在宅介護支援センター

(2) 介護予防支援事業

要支援1又は2の認定を受けた方が、要介護状態にならないよう介護予防サービス等を受けられるように支援します。心身の状況、置かれている環境、希望等を考慮して自宅でいつまでも元気に暮らせることを目指し、介護の予防計画を立てていきます。

○湯沢ゆうあい介護支援センター

○湯沢そうあい居宅介護支援事業所

(3) 介護予防ケアマネジメント

基本チェックリストにより事業対象者となった方、要支援1又は2の認定を受けた方が、訪問型サービス、通所型サービスを利用できるようにプランを作成し、地域で自立した生活が継続できるように支援します。

○湯沢ゆうあい介護支援センター

○湯沢そうあい居宅介護支援事業所

(4) 湯沢市要介護認定訪問調査業務

要支援・要介護認定の更新申請、要介護度の変更申請に係る認定の訪問調査を行い、調査票を作成して市へ提出します。

○湯沢ゆうあい介護支援センター

○湯沢そうあい居宅介護支援事業所

(5) 住宅改修支援事業

居宅介護支援を受けていない要介護・要支援者の方に対して、住宅改修費の支給に係る理由書の作成を行います。

○湯沢ゆうあい介護支援センター

○湯沢そうあい居宅介護支援事業所

(6) 湯沢市障がい者等移動支援事業（湯沢市地域生活支援事業）

障がいのある利用者が、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出を支援します。

○湯沢ゆうあい訪問介護センター

○令和6年度 主な年間行事予定

月	会議・研修等	情報発信・広報活動	行 事
4	現任研修	ホームページの更新 (通年) フェイスブックの更新 (随時)	
5	監事会①(事業報告、決算) 共同募金運営委員会	社協だより「ゆざわ」 発行	
6	理事会①(事業報告、決算) 評議員会(定時) ①事業報告、決算 共同募金公募審査会	社協会員募集	
7	法人後見事業運営委員会		湯沢市ふれあい広場
8	会長表彰審査委員会	社協だより「ゆざわ」 発行	
9	共同募金運営委員会		
10	理事会②(報告) 秋田県社会福祉大会(あきた芸術 劇場ミルハス 10月30日)	社協だより「ゆざわ」 発行	共同募金運動への協 力(街頭募金10月5日)
11	監事会②(中間) 職員研修会	湯沢市社会福祉大会 湯沢グランドホテ ル 11月8日(金)	
12	役職員研修会		除雪ボランティア隊 結団式 歳末たすけあい運動 への協力
1			
2	理事会③(補正) 評議員会②(補正) 各専門委員会	社協だより「ゆざわ」 発行	
3	理事会④(事業計画・予算) 評議員会③(事業計画・予算) 共同募金運営委員会 しあわせ総合相談員研修会		
そ の 他	正副会長会議(毎月) 月間打合せ(毎月) 各専門委員会(随時)		

○令和6年度 職員研修計画

各課所、事業所において、定期的に研修・会議を開催するとともに、各種研修会への参加、また、資格取得を目指しサービスの資質向上に努めます。

1. 職場内研修・会議

- 各課所、事業所職員研修・会議（毎月）
- 介護・障がい事業所管理者会議（毎月）
- 居宅介護支援 特定事業所加算介護（毎週）
- 訪問介護サービス提供責任者会議（隔週）
- 通所介護相談員会議（毎月）
- 看護職員会議・研修（年4回）
- 新任職員研修（4月）
- 新任・現任職員研修（4月）
- 全職員研修（年1回）
- BCP研修・訓練（年1回）
- その他会議・研修（随時）

2. 職場外研修

- 全国・秋田県社会福祉協議会主催研修（随時）
（新任、研修担当、施設長、中堅、調理、指導者等）
- 災害ボランティアコーディネーター養成研修
- 経営指導センター主催研修（随時）
（法人役員、会計、労務管理等）
- 地域振興局主催研修（随時）
- 地域包括支援センター主催研修（随時）
- 介護支援専門員協会研修（随時）
- 各福祉関係機関主催研修（随時）
- その他研修（随時）

3. 自己啓発

- 社会福祉士及び介護福祉士国家資格取得
- 介護支援専門員資格取得
- 介護職員初任者研修、介護職員実務者研修
- 社会福祉主事資格認定通信課程受講
- その他業務関連研修・資格取得

○令和 6 年度 各種現場実習等の受入・指導

福祉関係職への就労を目指し就学している学生や、各機関で実施されている養成研修生、高校生のインターンシップ、ボランティア研修等を各事業所等で対応し、福祉の人材育成に努めます。

- 社会福祉士現場実習（東北福祉大学より学生 1 名）
- 専門学校・大学生等の現場実習（湯沢翔北高校専攻科）
- 居宅介護支援事業所 実務研修
- 在宅看護論実習（秋田県立衛生看護学院）
- 中学生による総合学習
- 介護職員初任者研修の同行訪問
- 教職員免許取得に係る介護等体験学習
- インターンシップ
- 福祉や介護の仕事に関心がある方への職場体験

○令和6年度 会員募集計画

単位：円

区 分	一般会費		特別会費		賛助会費		合計 A+B+C
	世帯数 (a)	会費額 A A=(a)×500	会員数 (b)	会費額 B B=(b)×1,000	会員数 (c)	会費額 C C=(c)×5,000	
湯 沢	4,000	2,000,000	450	450,000			2,450,000
山 田	1,200	600,000	200	200,000			800,000
三 関	600	300,000	40	40,000			340,000
弁 天	830	415,000	50	50,000			465,000
幡 野	500	250,000	50	50,000			300,000
岩 崎	460	230,000	35	35,000			265,000
須 川	280	140,000	25	25,000			165,000
高 松	250	125,000	50	50,000			175,000
稲 川	2,200	1,100,000	45	45,000	45	225,000	1,370,000
雄 勝	2,100	1,050,000	550	550,000	56	280,000	1,880,000
皆 瀬	530	265,000	110	110,000	15	75,000	450,000
市社協			100	100,000	180	900,000	1,000,000
6年度 目標額計	12,950	6,475,000	1,705	1,705,000	296	1,480,000	9,660,000
5年度 目標額計	13,150	6,575,000	1,710	1,710,000	296	1,480,000	9,765,000